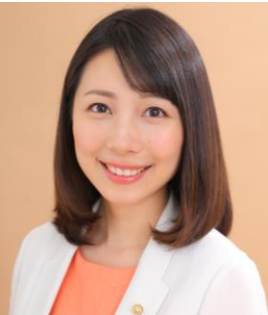


R3.1 緊急事態宣言 『施設の使用制限』



作成
京都市会議員 江村りさ

●時短要請の対象

飲食店	カラオケボックス	ライブハウス
 宅配テイクアウトは 対象外 協力金 有 時短要請 午前5時～午後8時まで	 協力金 有 時短要請 午前5時～午後8時まで	 協力金 有 時短要請 午前5時～午後8時まで

令和3年1月14日～同年2月7日の緊急事態宣言における施設の使用制限についてまとめました。令和2年度の際とは異なる対応の施設もありますのでご参考になれば幸いです。

●働きかけ（協力依頼）の対象

映画館・劇場	百貨店	図書館	動物園・水族館	美術館・博物館
 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで
パチンコ店	スポーツクラブ	ゴルフ練習場	スーパー銭湯	ゲームセンター
 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで	 時短働きかけ 午前5時～午後8時まで

●要請・働きかけの対象外

介護老人保健施設	病院	ホテル・旅館	地下鉄・バス	保育園・学童クラブ
 通常通り (時短働きかけなし)	 通常通り (時短働きかけなし)	 通常通り (集会は時短・収容率50%以下)	 通常通り (時短働きかけなし)	 休園なし (時短働きかけなし)
スーパー	ネットカフェ	大学	小・中・高校	学習塾
 通常通り (時短働きかけなし)	 通常通り (時短働きかけなし)	 休業なし (時短働きかけなし)	 休校なし (時短働きかけなし)	 通常通り (時短働きかけなし)

(※1) 『時短要請』が出ている施設のみ特別措置法に基づく要請で、協力金の対象となります。
 (※2) 『時短の働きかけ』を行う施設は特別措置法に基づく要請ではありません。
 (※3) 時短の働きかけを行う施設の一部は、収容率50%以下の働きかけも行われています。